

議案第 2 1 号

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 8 年北名古屋
市条例第 3 8 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 4 年 3 月 2 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、4 月 1 日を期日とした任用事務の実態に合わせた
休暇付与期日に変更するため、本条例の一部を改める必要があるからで
ある。

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「一の年」を「一の年度」に改め、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、同項第3号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第2項中「当該年」を「当該年度」に、「翌年」を「翌年度」に改める。

第16条第2項中「1年」を「一の年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前から引き続き在職する職員の平成24年度における年次有給休暇は、改正後の北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の勤務時間条例」という。）第12条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際の改正前の北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正前の勤務時間条例」という。）第12条第1項の規定による年次有給休暇の残日数に5日以内を加えた日数とする。

- 3 この条例の施行の際現に前項に規定する職員が改正前の勤務時間条例第12条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇の残日数を有している場合における当該残日数に相当する年次有給休暇については、改正後の勤務時間条例第12条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇とみなす。